

甘楽町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

群馬県甘楽町

目 次

1	はじめに	2
2	公共施設の現況	3
(1)	公共施設等の現況	3
3	人口推計と財政状況	6
(1)	人口推計	6
(2)	財政の状況	8
4	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	11
(1)	更新費用試算の条件	11
(2)	公共建築物の更新費用と充当可能な経費の見込み	12
(3)	インフラ施設の更新費用と充当可能な経費の見込み	13
5	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	16
(1)	計画期間	16
(2)	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	16
(3)	現状や課題に関する基本認識	17
(4)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17
(5)	フォローアップの実施方針	18

1 はじめに

過去に建設された公共施設がこれから大量に施設改修や更新時期を迎える一方で、町の財政状況は人口減少による町税の減少や少子高齢化による社会保障費等の増額により、今後ますます厳しくなると想定されます。

人口減少により公共施設等の利用需要が減少していく中、全体を把握し中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、施設更新費用・維持補修費の平準化を図るとともに、公共施設等の適正な配置が必要となっています。

国においても「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『今あるものを賢く使う』への重点化が課題である」とし、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においても個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、適切な措置を講じることが求められています。

本町では、橋りょうについては平成 24 年度に「甘楽町橋梁長寿命化修繕計画」を策定して、維持管理の財政負担を軽減するための取り組みを進めているところですが、すべての公共施設について現状を把握し今後の維持補修・更新を計画的に実施していく必要があることから、「甘楽町公共施設等総合管理計画」を策定します。

2 公共施設の現況

(1) 公共施設等の現況

① 公共建築物の保有状況

本町が所有する公共施設等ⁱのうち公共建築物は216施設ありますが、この計画では秋畑小学校や町立第一中学校等の廃校となった学校施設、解体撤去を進めている町営住宅、松浦氏屋敷等の文化財施設、学校施設に付属する倉庫・物置、公園の四阿等を除いた、113施設（延べ床面積48,746㎡）を対象施設とします。（図表2-1）

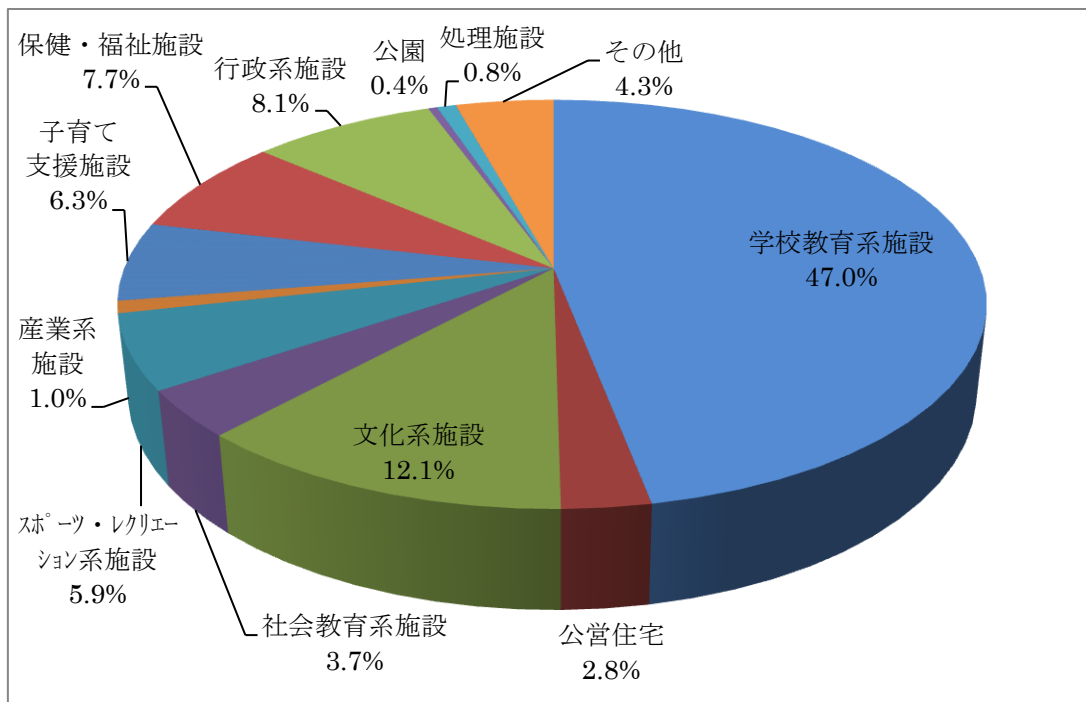
○図表2-1 施設類型別の施設数及び延べ床面積

番号	施設類型	主な施設	施設数	延べ床面積(㎡)
1	学校教育系施設	小中学校、学校給食センター	13	22,895
2	公営住宅	町営住宅二日町団地	9	1,368
3	文化系施設	文化会館、ら・ら・かんら	8	5,889
4	社会教育系施設	出土文化財管理センター、古代館、長岡記念ギャラリー	3	1,811
5	スポーツ・レクリエーション系施設	甘楽町体育館、弓道場、甘楽ふるさと館	12	2,883
6	産業系施設	白倉研修センター	1	470
7	子育て支援施設	幼稚園、保育園	5	3,048
8	保健・福祉施設	保健センター、総合福祉センター、地域活動支援センター	8	3,744
9	行政系施設	役場庁舎、防災交流センター、消防団詰所	15	3,942
10	公園	総合公園管理事務所、トイレ	6	191
11	供給処理施設	一般廃棄物最終処分場	1	407
12	その他	道の駅甘楽、甘楽ふるさと農園、町内公衆トイレ	32	2,098
	合計		113	48,746

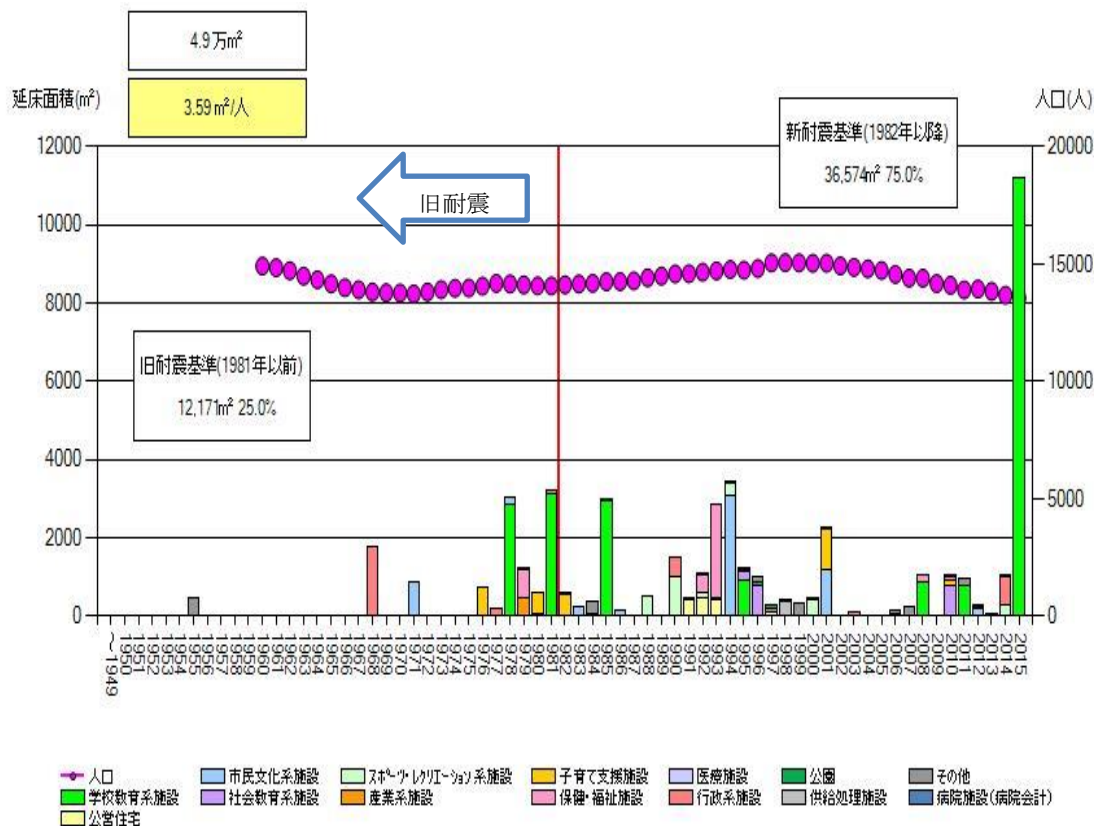
建築物を延べ床面積で比較すると、学校施設が全体の47.0%を占めており、その中でも平成26・27年度に建築した甘楽中学校校舎・体育館・部室・学校給食センターは学校教育系施設の49.0%の面積を有しています。その他の主なものは文化会館等の文化系施設が12.1%、役場庁舎等の行政系施設が8.1%、保健・福祉施設が7.7%、保育園等の子育て支援施設が6.3%となっています。(図表2-2)

また、旧耐震基準(昭和56年・1981年以前)で建築されたものは25.0%ですが、役場庁舎・小幡小学校・福島小学校など主要な施設は、耐震診断の結果により補強が必要な建物はすでに耐震補強工事を実施済みです。(図表2-3)

○図表2-2 施設類型別の延べ床面積割合



○図表 2-3 年度別整備延べ床面積



② インフラ施設

道路、橋りょう等のインフラ施設の整備状況は次のとおりです。延長、面積については道路施設現況調査（国土交通省）や水道統計調査（厚生労働省）、下水道事業に関する調書（国土交通省）の数値を使用しています。

○図表 2-4

インフラ施設	延長等
道路	延長 378,766m 面積 1,293,005㎡
橋りょう	延長 1,894m 面積 8,187㎡
上水道	延長 118,279m (導水管 10,183m、送水管 411m、配水管 107,685m)
下水道	延長 78,419m (コンクリート管 32,710m、陶管 89m、塩ビ管 41,705m、その他 3,915m)

3 人口推計と財政状況

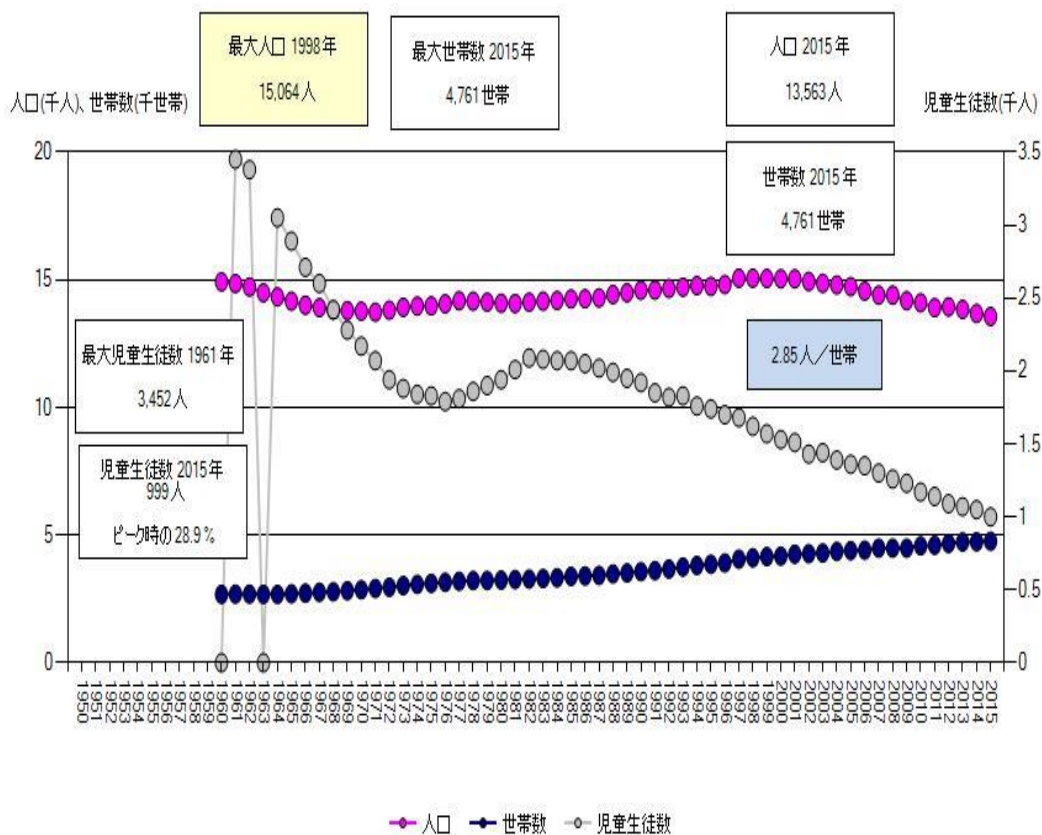
(1) 人口推計

① 人口の推移

本町の人口は1971年（昭和46年）から増加してきましたが、1998年（平成10年）の15,064人をピークに減少に転じ、2015年（平成27年）までの17年間に1,501人（10.0%）減少し、13,563人となっています。今後もこの傾向は続くと予想されますが、「甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年3月）では2040年（平成52年）の人口を10,500人と推計しています。

また、2015年（平成27年）の児童生徒数は999人でこれまでの最大児童生徒数3,452人（1961年・昭和36年）の28.9%となっています。1982年（昭和57年）以降は児童生徒数が減少を続けており、全体の人口の減少と比較しても少子化が進んでいることが伺えます。（図表3-1）

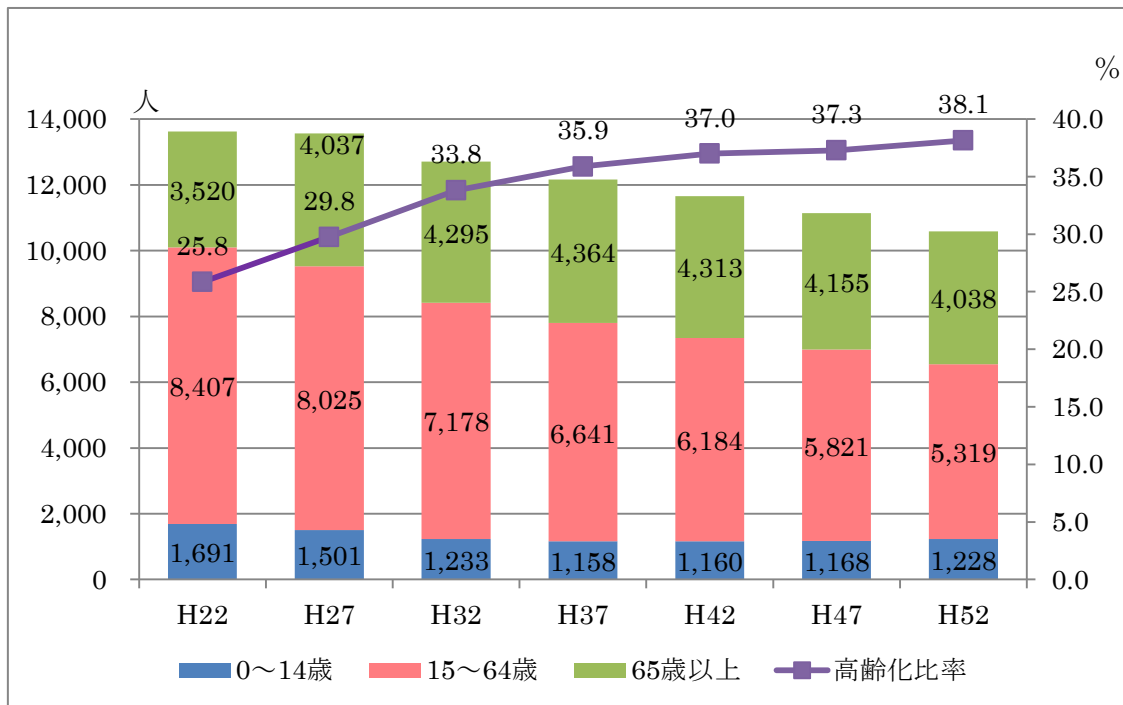
○図表 3-1 人口及び世帯数の推移



② 人口動向の推計

年齢階層別人口についてみると、65歳以上の高齢者人口は、2010年（平成22年）は25.8%でしたが、2015年（平成27年）には29.8%に増加し、2040年（平成52年）には38.1%に増加すると推計されています。その一方、15歳以上64歳以下の生産年齢人口は、2010年（平成22年）は61.7%でしたが、2015年（平成27年）には59.2%、2040年（平成52年）には50.3%に減少することが予測されています。（図表3-2）

○図表3-2 人口動向の推計



(2) 財政の状況

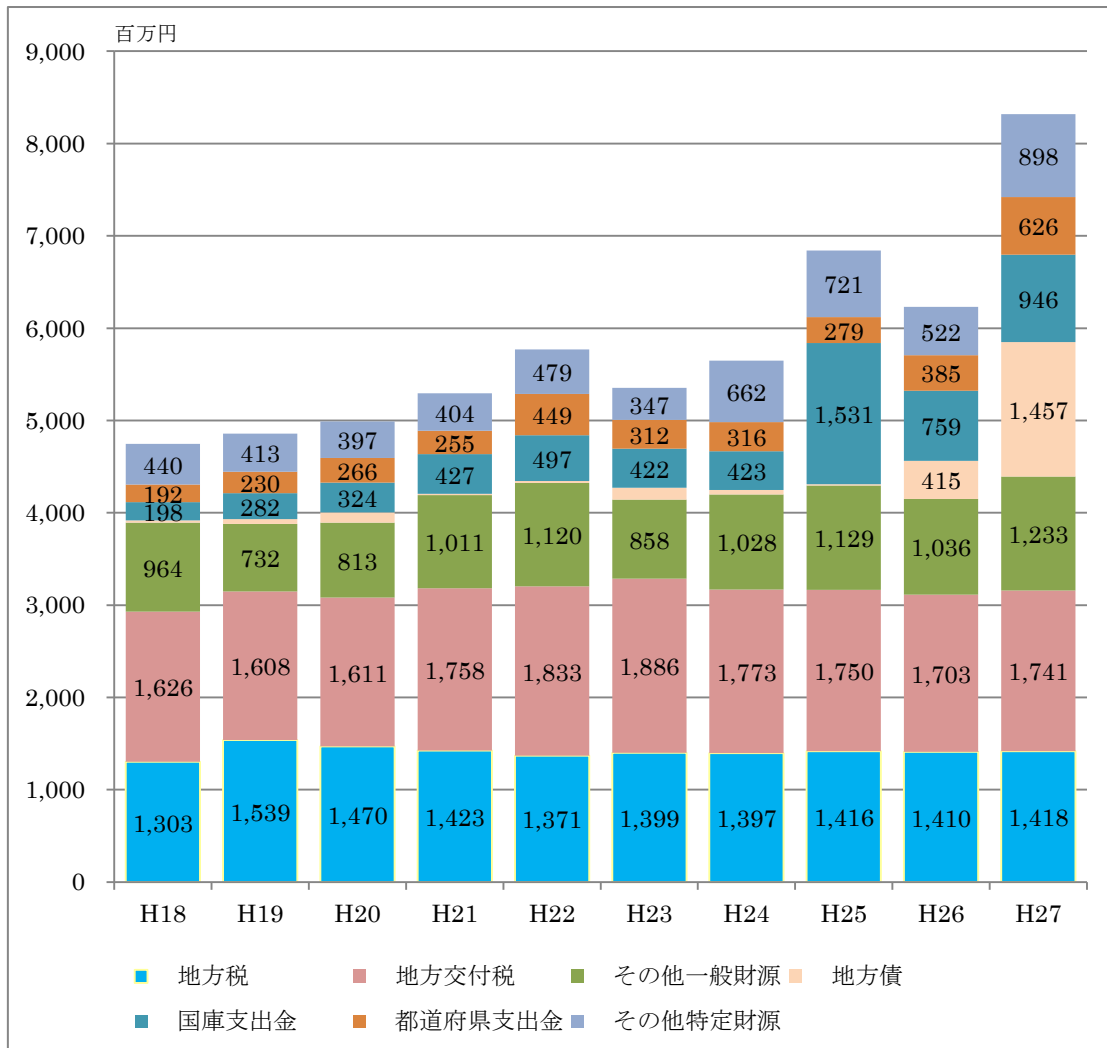
① 歳入の状況

歳入の総額は、平成 20 年度までは 50 億円以下でしたが、21 年度以降は国の補正予算を活用した予算編成より 50 億円を上回り、25 年度以降は甘楽中学校建設に係る補助金や基金の繰り入れが増額しています。

地方税は平成 22 年度以降 13 億円台に落ち込み、平成 25 年度からは 14 億円に回復しましたが、法人税減税により今後も大きな伸びは期待できない状況です。

地方税と地方交付税の合計額は 31 億円から 32 億円の間で推移していますが、現在の交付税の増額要因である地方創生に係る需要額が削減になると、交付税額は減少すると見込まれます。

○図表 3-3 歳入決算額の推移（普通会計）

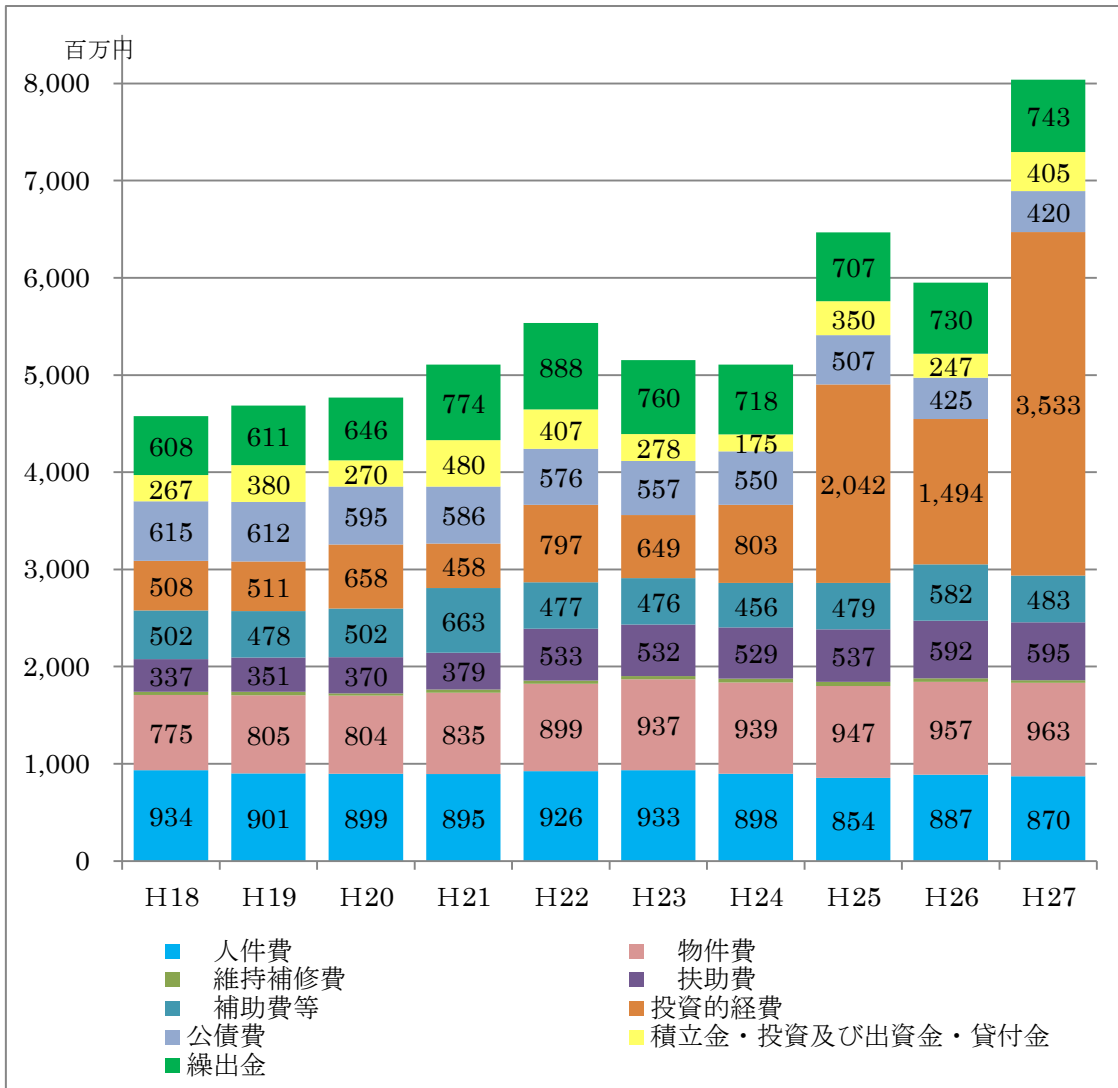


② 歳出の状況

歳出では、合併せずに自立の道を選択したことに伴う「まちおこしプラン」(平成 17 年～21 年) の実行により職員数を削減してきたため人件費が減少しているほか、公債費も減少してきましたが、社会保障費の増加に伴う扶助費の増額や、平成 25 年からは道の駅甘楽や小幡公園、甘楽中学校建設により投資的経費が伸びています。

過去 10 年間の投資的経費をみると、平成 25 年以降の 3 年間は、国の補正予算を受けて実施した道の駅甘楽・道路・公園整備事業や、甘楽中学校校舎・体育館、学校給食センターの改築事業を実施したため、多額の経費を計上しましたが、その他の年は 5 億円から 8 億円の間で推移しています。

○図表 3-4 歳出決算額の推移 (普通会計)

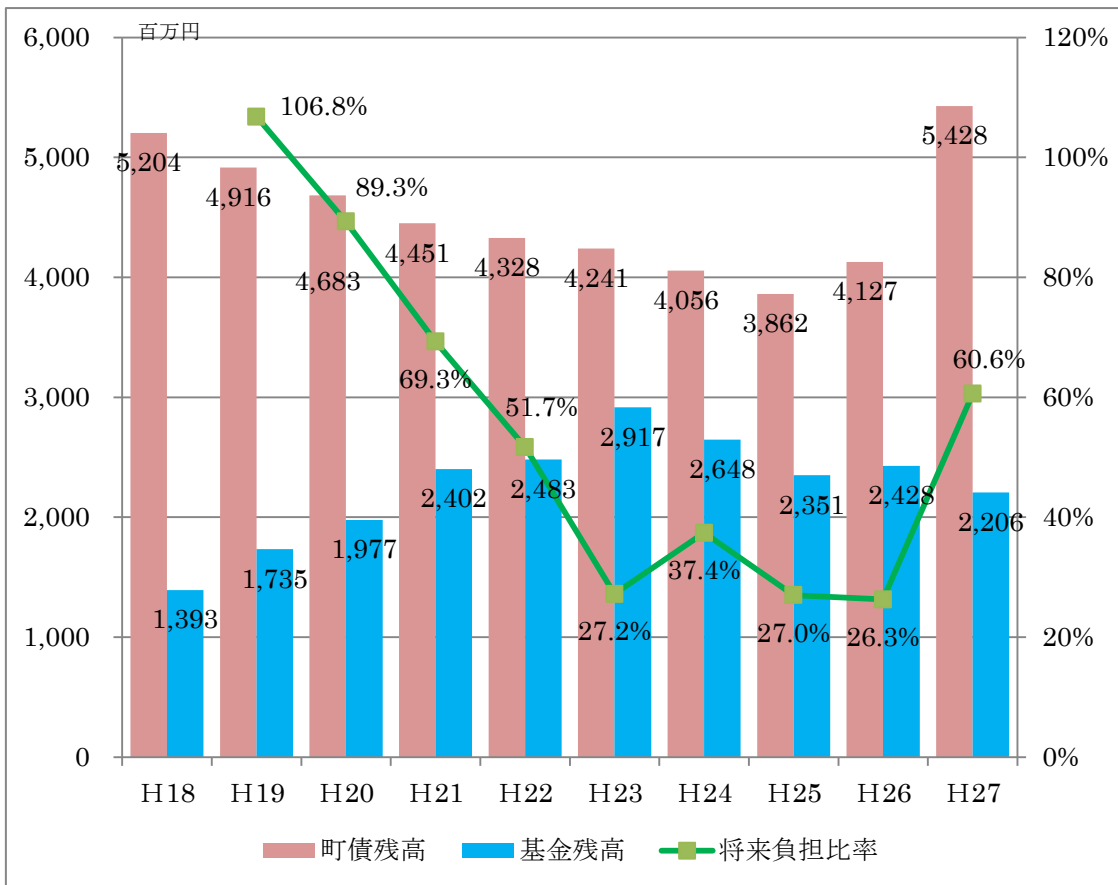


③ 財政状況の見通し

本町は平成 16 年に合併せずに自立の道を選択したことにより「まちおこしプラン」を策定し、「自助・共助・公助」の理念の下に行政コストを意識した財政運営を実施してきました。借入抑制により町の借金である町債は年々減少し、給与・報酬等の減額をはじめとする歳出削減により町の預金である基金は増加してきましたが、甘楽中学校の建設等により町債残高は増加し、基金が減少したため、平成 27 年度末の財政健全化法で算定される財政指標である将来負担比率は 60.6%と県下の町村で下位に位置しています。

このような中、地方創生に係る経費や社会保障費の増額、一部事務組合でも消防庁舎、し尿処理場の更新が予定されており、財政需要は増大する傾向にあります。今後の財政運営は、すべての事業を抜本的に見直すとともに、経常経費については徹底した削減に努めるなど、将来人口の減少を見据えた収入に見合った予算編成を進める必要があります。

○図表 3-5 町債・基金残高の推移



4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

(1) 更新費用試算の条件

更新費用の試算については、総務省が提供する「公共施設更新試算ソフト」を使用して試算しました。公共施設等の基本的な考え方としては、施設区分ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積で更新すると仮定し、延べ床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。(図表 4-1)

道路、橋りょう等のインフラ資産については、道路施設現況調査(国土交通省)、水道統計調査(厚生労働省)、下水道事業に関する調書(国土交通省)、法定耐用年数により、更新周期、更新単価を設定しています。(図表 4-2)

○図表 4-1 公共施設等更新費用の試算条件

更新周期 建設後 30 年で大規模改修、60 年建替え		
施設区分	更新単価	大規模改修
文化、社会教育、行政系等施設	31 万円/㎡	19 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	25 万円/㎡	15 万円/㎡
学校教育、子育て支援施設等	23 万円/㎡	14 万円/㎡
公営住宅	16 万円/㎡	10 万円/㎡

※ 更新単価は全国自治協会災害共済の標準単価とし、大規模改修の単価は建替え時の約 6 割として試算

○図表 4-2 インフラ施設更新費用の試算条件

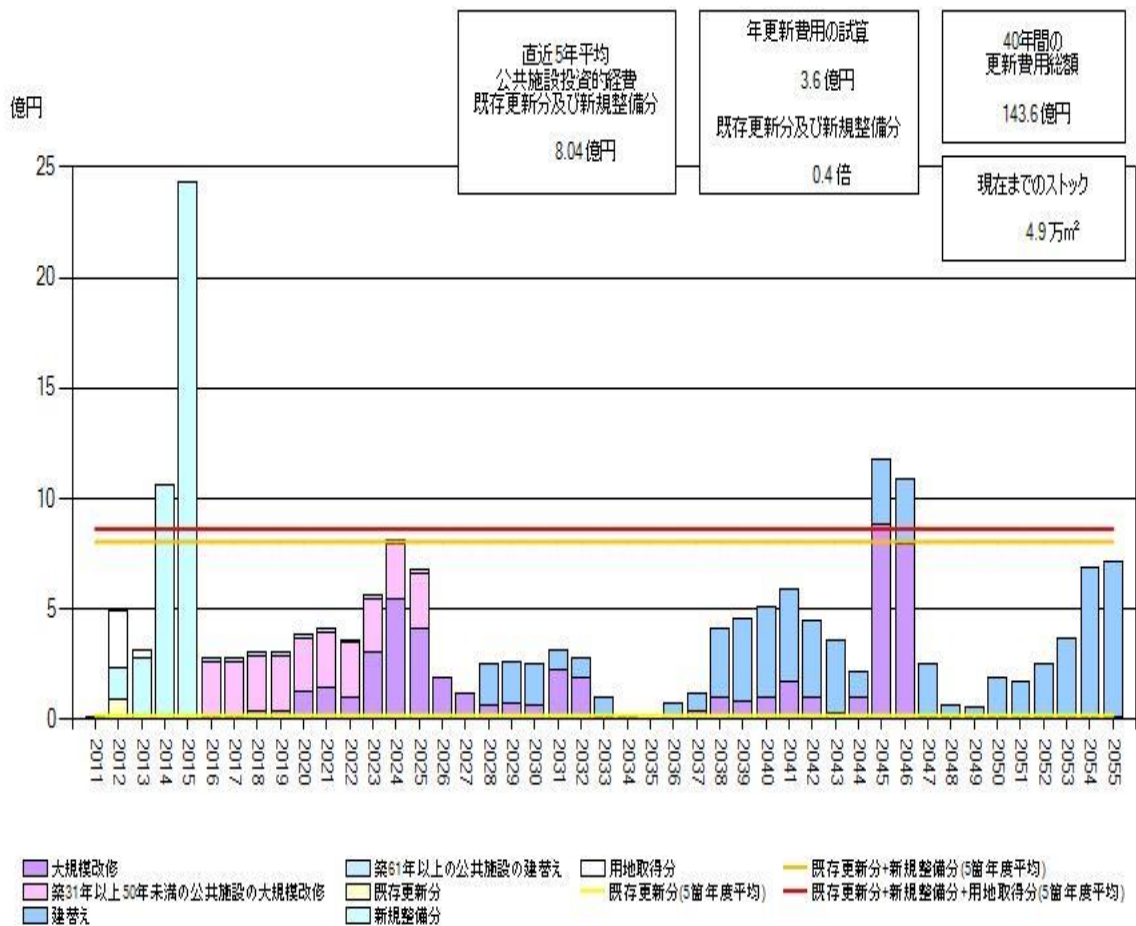
区分	更新周期	更新単価
道路	舗装の打換え 15 年	4,700 円/㎡
橋りょう	法定耐用年数 60 年で更新	448 千円/㎡
上水道施設	法定耐用年数 40 年で更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導水管、送水管 300 mm 未満 100 千円/m 300～500 mm 114 千円/m ・ 配水管 ～350 mm 97 万円～111 万円/m
下水道施設	法定耐用年数 50 年で更新	124 千円/m

(2) 公共建築物の更新費用と充当可能な経費の見込み

現状の公共建築物を現状のまま維持し、大規模修繕や耐用年数経過後の更新を行うと仮定した場合、今後40年間の更新費用総額は143.6億円で、年更新費用の試算は3.6億円となりました。(図表4-3)

過去5年間の公共施設に関する投資的経費の平均は約8億円と、更新に必要な費用を上回っていますが、これは甘楽中学校建設事業等の特別な要因があったことによるものであり、それらの要因を除くと約1.8億円となります。

○図表4-3 将来の更新費用の推計(公共施設等)

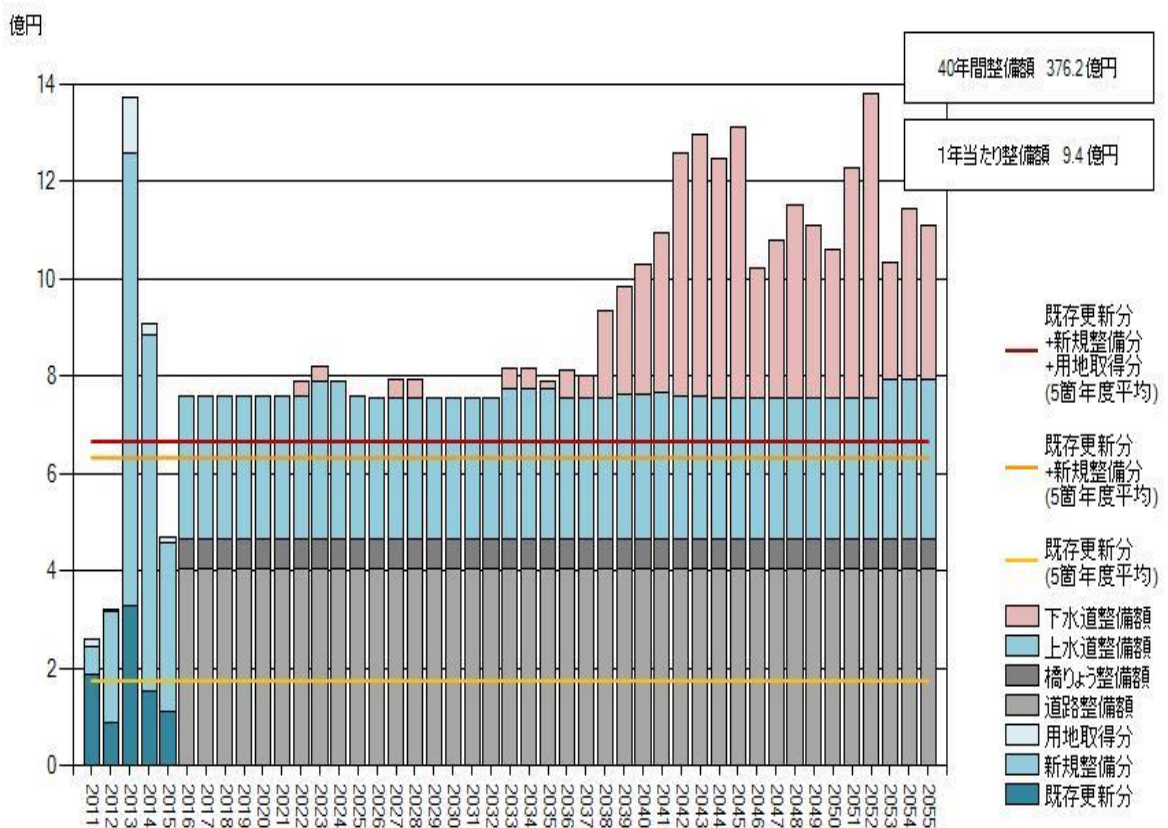


(3) インフラ施設の更新費用と充当可能な経費の見込み

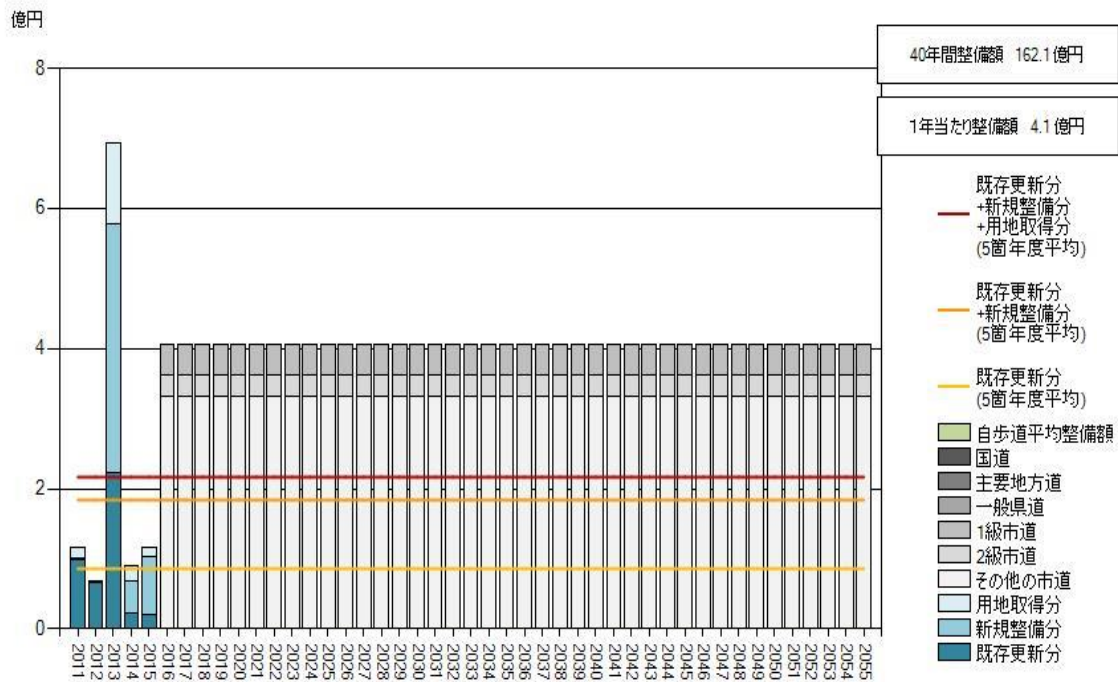
現状のインフラ施設をこのまま維持し、耐用年数経過後に更新すると仮定した場合、今後40年間の更新費用は一般会計分の施設（道路・橋りょう）が187億円（図表4-5・図表4-6）、特別会計分の施設（上水道・下水道）が189億円と推計され（図表4-7・図表4-8）、1年あたりの整備額は一般会計と特別会計を合わせて9.4億円となりました。（図表4-4）

過去5年間のインフラ施設に係る投資的経費の平均費用は、一般会計分が約2.6億円、特別会計分が4.1億円で、更新に必要となる年平均額（一般会計分4.7億円、特別会計分4.8億円）を下回っていますので、インフラ施設を維持していくには厳しい状況ですが、インフラ施設は住民にとって欠かせない施設ですので経費の平準化や圧縮が必要です。

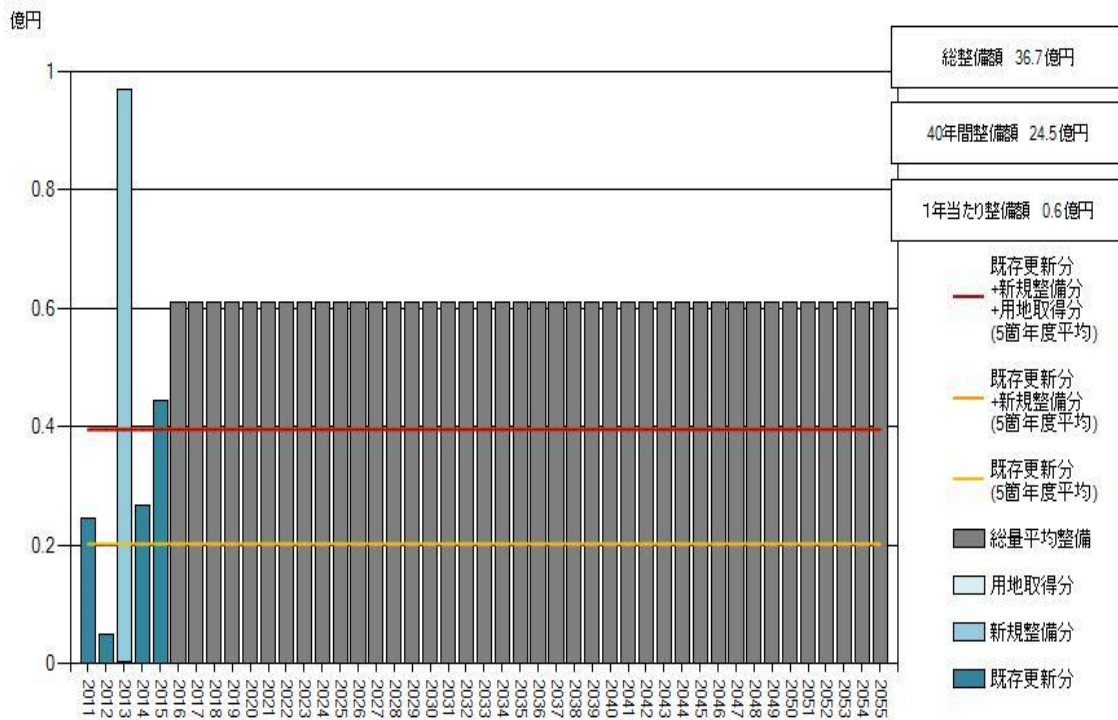
○図表4-4 将来の更新施設の推計（インフラ施設）



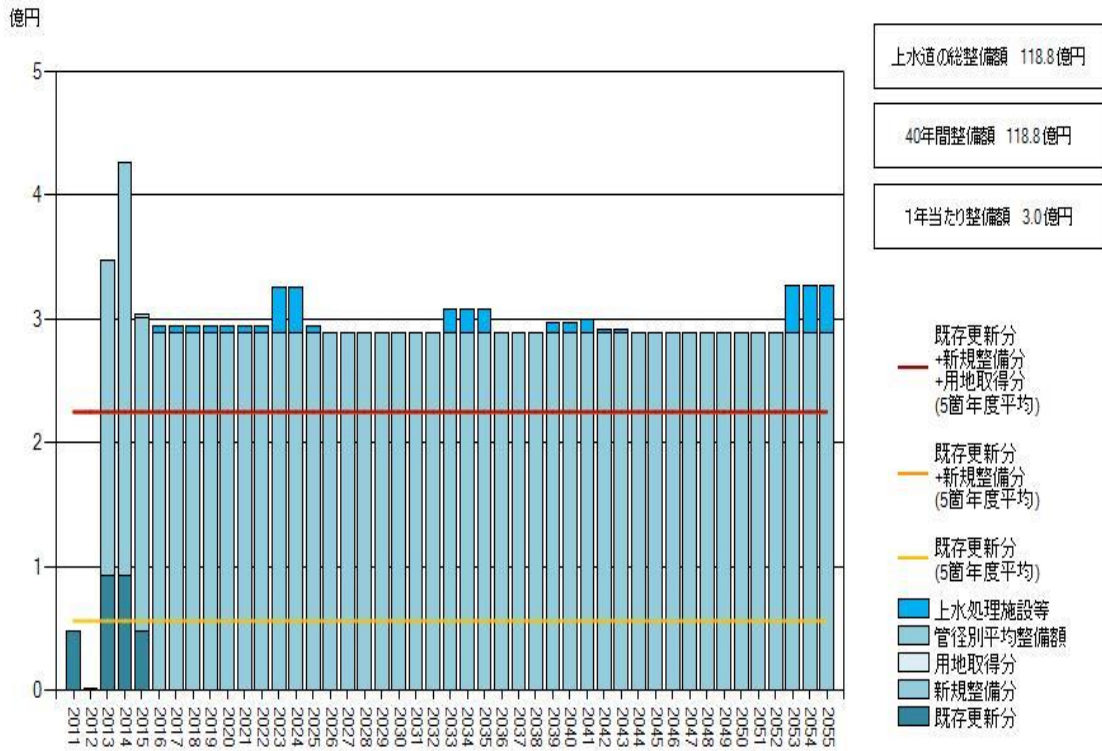
○図表 4-5 道路 分類別面積による将来の更新施設の推計



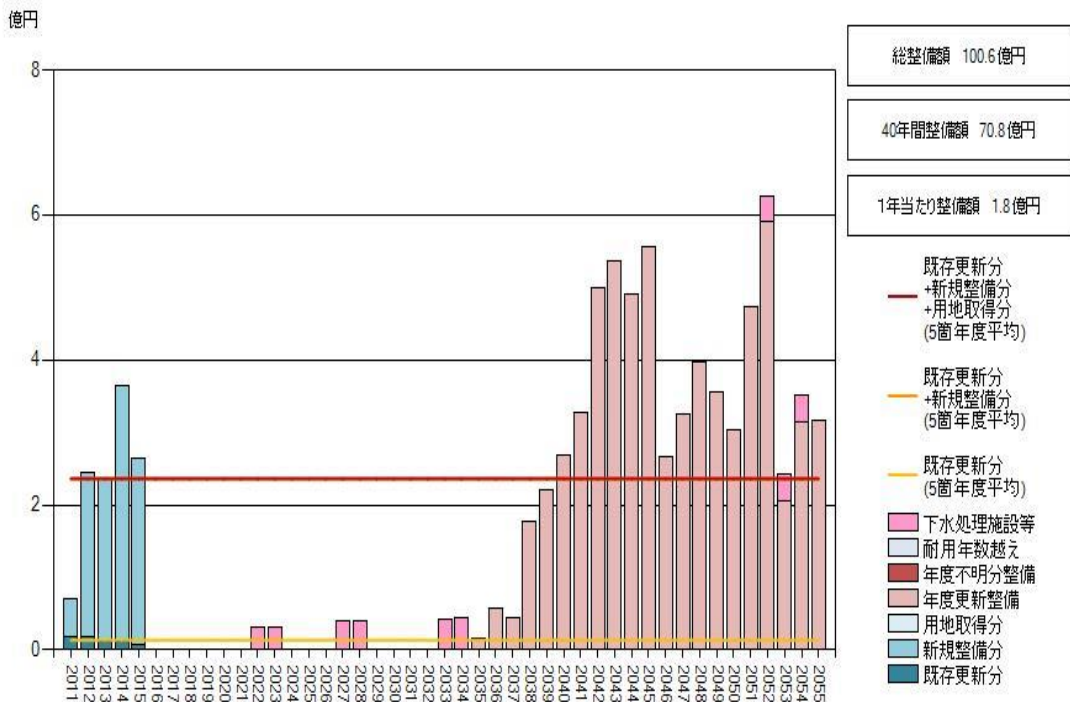
○図表 4-6 橋りょう 総面積による将来の更新施設の推計



○図表 4-7 上水道 管径別延長による将来の更新施設の推計



○図表 4-8 下水道 管種別年度別延長による将来の更新施設の推計



5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

公共施設の現状や課題、本町の人口の推移・財政状況を踏まえ、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくために次のとおり基本方針を定めます。

- 基本方針
 1. 維持管理コストの縮減、平準化
 2. 安全確保
 3. 長寿命化
 4. 適正な施設規模
 5. 公共施設管理体制の構築

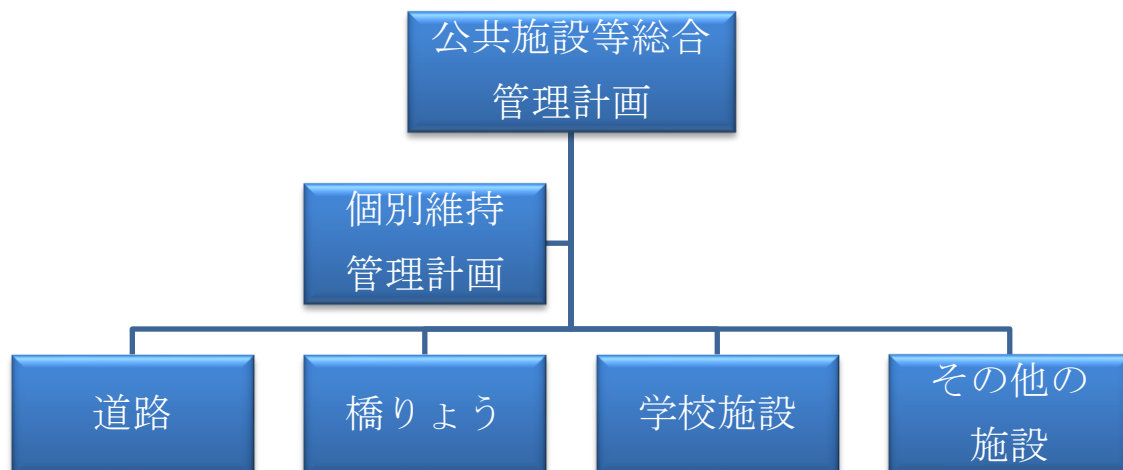
(1) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設の情報の一元化・共有化を図るため全庁的な取組体制を組織し、固定資産台帳を基に、各公共施設の所管部署が施設維持管理計画を策定します。策定した計画については評価・見直しを定期的を実施します。

○管理計画の体系



(3) 現状や課題に関する基本認識

町が所有する公共建築物（113 施設、延床面積 48,746 m²）をこのまま維持し、大規模修繕や耐用年数経過後の更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間の更新費用総額は 143.6 億円、年更新費用の平均は 3.6 億円となります。一方、過去 5 年間の公共施設に関する投資的経費（甘楽中学校建設費を除く）の平均は約 1.8 億円と、更新に必要な費用の 1 / 2 となっており、現在保有する施設をすべて更新することは財政的に難しい状況です。

インフラ施設（道路・橋りょう・上水道・下水道）についても、耐用年数経過後に更新すると仮定した場合、今後 40 年間の更新費用は 376.2 億円で、1 年当たりの整備額は 9.4 億円と推計されています。

町の人口は、今から 20 年後の平成 48 年には 2,438 人減少し 11,035 人になる見込みですが、その中でも生産人口（15～64 歳）の減少が著しく、人口規模に見合う施設数量の適正化、維持管理の効率化により、持続可能な施設管理が求められています。また、施設の利用状況、維持管理経費等の把握により、各公共施設の維持管理経費の削減、平準化を図る必要があります。

このほか、今回の計画から除かれている廃校となった校舎もあり、解体や今後の活用方法が課題となっています。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

少子高齢化と人口減少、今後の財政状況を踏まえると、現在の施設規模を縮小していくことが必要不可欠です。財政負担の軽減化を図りながら住民サービスを維持していくためには、住民ニーズに合わせた施設の複合化、集約化を進めていくとともに、施設の長寿命化や老朽化施設の廃止を含めた施設規模の縮減を図っていかねばなりません。

① 点検・診断等の実施方針

日常的な点検は、公共施設点検マニュアルにより所管部署が実施します。また、建築基準法第 12 条の定期点検、電気工作物の保安全管理、消防施設の点検等の法定点検の結果やその他の保守点検結果については、日常点検とともにその履歴をデータベース化して、施設維持管理計画の見直し、総合管理計画の見直しに反映します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

基本的な大規模改修、耐用年数による施設更新時期を定め、戦略的な維持管理・更新等を総合的かつ計画的に実施し、中長期的なコストの削減・平準化を推進します。

公共施設等の更新については、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあるので、民間活力の導入が可能な施設には PPPⁱⁱ／PFIⁱⁱⁱを活用します。また、ICT^{iv}や新技術の導入により維持管理コスト削減に努めます。

③ 安全確保の実施方針

旧耐震基準（1981 年以前）の建物で老朽化して危険な施設、点検・診断等により高度の危険性が確認された公共施設は供用廃止とします。災害が起きた場合に拠点施設となる役場庁舎や教育施設は、すでに耐震補強工事を実施済みです。

④ 長寿命化の実施方針

これまでの対処療法的な事後保全型維持管理^vから、施設の劣化が大きくなる前に計画的に行う予防保全型維持管理^{vi}を実施し、公共施設の長寿命化を図るとともに、維持管理経費・更新費用の削減、平準化を図ります。橋りょうについては、すでに策定済みの「甘楽町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、順次進めます。

⑤ 統合・廃止の実施方針

平成 29 年度に事業実施予定の総合福祉センター改修事業により、甘楽町総合福祉センターと保健センターとの複合化がすでに決定しています。今後更新時期を迎えた公共施設については、隣接する市町村の施設や類似施設、利用状況等を踏まえて統合・廃止について検討します。

⑥ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の推進に当たっては、組織の枠を超えて全庁をあげて取り組む必要があることから、企画課財政係が公共施設等の情報を一元的に管理し、計画に関する事務を統括します。

(5) フォローアップの実施方針

公共施設等の維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し、定期的に検討会を実施することにより、維持管理や施設点検の問題点等の情報の共有化を図り、トータルコストの低減、施設修繕費用の平準化、年間維持管理費の削減、更新施設の優先順位を検討し、実施計画に反映していきます。

また、今後新たに導入する「地方公会計」により統一的な基準による財務書類等を作成し、施設毎の分析結果を公共施設管理に活用していきます。

-
- i 公共施設等・・・公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物その他の工作物をいう。いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、上水道、下水道、廃棄物処理場等
 - ii PPP・・・Public Private Partnership(パブリック プライベート パートナーシップ)の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
 - iii PFI・・・Private Finance Initiative(プライベート ファイナンス イニシアティブ)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
 - iv ICT・・・Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報処理および情報通信、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称をいう。
 - v 事後保全型維持管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。
 - vi 予防保全型維持管理・・・損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

甘楽町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

群馬県甘楽町
